

# 民法

## 注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚だけ配付します。
- III 解答にあたっては、黒のボールペン・黒インクのペンのいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せないものに限りります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1 ページにあります。

# 民 法

## [設例]

Aは、A所有の甲土地をBに売却し、甲土地について、この売買を原因とする所有権移転登記が経由された。さらに、Bは、自己の貸金返還債務のために甲土地を譲渡担保としてCに差し入れ、甲土地について、この譲渡担保を原因とする所有権移転登記が経由された。さらに後、Cは、Bから貸付金の返済が滞ったことを理由に、甲土地について譲渡担保を実行する旨の意思表示を、適切な額の清算金を提供しつつ、Bに到達させた。

AC間に甲土地の所有権の帰属をめぐる争いが生じ、Aが、Cを相手どって、甲土地につき真正の登記名義を回復するための所有権移転登記手続請求の訴えを提起した。

## [設問]

[設例] の事案につき、(1)～(4)の問い合わせに答えよ。

(1) Aの請求が理由づけられるために必要十分な事実は何か、説明せよ。

(2) Cが、(1)の事実を前提とし、加えてAB間に甲土地売買契約締結の事実がある以上、Aの請求は斥けられるべきであると主張した。その趣旨はどこにあるか、説明せよ。

(3) Aの主張によれば、DからBを紹介され、その際にDから「Bには潤沢な資力があり、売買代金をいつでも支払う用意がある。」と説明され、Aはこれを信じてBに甲土地を売却したところ、Bには十分な資力はもともとなかったことが後に判明したが、Aとしてはそのことをあらかじめ容易には知ることができなかつたのであり、しかも現在に至るまでAが代金の支払をいくら催促してもBはなかなかこれに応じようしないままである。

このAの主張事実が真であるとして、(2)におけるCの主張事実が認められてなおAの請求が認容されるためには、どのような事実が認定されなければならないか、説明せよ。

(4) (1)及び(2)の事実並びに(3)におけるAの主張事実及び(3)で求められる事実がすべて認められるとして、なおもAの請求が斥けられるためには、どのような権利主張がなされ、あるいは、どのような事実が認定されなければならないか、説明せよ。